

鳥取県あんしん賃貸支援事業のリーフレットが新しくなりました

鳥取県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者の入居を支援する「鳥取県あんしん賃貸支援事業」を実施しています。

本年度、本事業のリーフレットを一部改訂し、協議会事務局や各相談窓口などで配布していますので、住宅に関してお困りの方へご案内ください。



“(一社)日本住宅協会誌「住宅」11月号”で、当協議会が紹介されました

一般社団法人日本住宅協会の「住宅」は、住宅問題の解決と住生活水準の向上を図ることを目的に、地域の実状に応じた施策、実例、新たな理論、及び技術開発などを取り上げる機関誌です。

本誌11月号では、全国の居住支援協議会の取り組みについて特集がなされ、鳥取県居住支援協議会の活動内容などが紹介されました。

家主・不動産店のみなさまへ

～「あんしん賃貸住宅協力店」「あんしん賃貸住宅」の登録のお願い～

当協議会では、あんしん賃貸支援事業にご協力いただける家主、不動産店を募集しています。あんしん賃貸住宅に登録していただくことにより、入居を希望する方の安心や、物件の有効活用、私たちが暮らす地域への社会貢献にもつながります。ぜひ、あんしん賃貸住宅に登録をお願いします。

登録状況
H27.11.1
現在

	東 部	中 部	西 部	合 計
あんしん賃貸住宅協力店	31	16	16	63店
あんしん賃貸住宅	棟数	80	11	29
	戸数	686	143	350
				1,179戸

- ・登録に関するお問い合わせは、協議会事務局にお気軽にどうぞ！
- ・詳しい登録方法、登録に必要な様式は鳥取県居住支援協議会ホームページに掲載しています。



2016.02

鳥取県 だより 03
居住支援協議会

Newsletter of the Tottori Prefectural Housing assistance conference

03号

平成28年(2016年)2月1日発行

鳥取県居住支援協議会
会員の紹介巻頭
特集住宅確保要配慮者あんしん
居住推進事業についてご案内
報告

- ・鳥取県あんしん賃貸支援事業
- ・平成27年度鳥取県居住支援協議会
セミナー開催報告

お知らせ

- ・あんしん賃貸支援事業
リーフレットの改訂について
- ・「住宅」11月号への記事掲載について
- ・家主・不動産店の皆さまへお願い

鳥取県居住支援協議会について

鳥取県居住支援協議会は、県内の地方公共団体、不動産及び、福祉関係団体、その他居住支援を行う団体などにより構成された協議会です。関係者の連携により、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人などの住宅の確保に特に配慮を要する方(住宅確保要配慮者)の賃貸住宅への円滑な入居の支援を行うとともに、その促進などに関し、協議、検討し、そのために必要な施策の提案や、環境の整備を図るために活動しています。



巻頭特集

鳥取県居住支援協議会会員の紹介 住宅確保要配慮者 あんしん居住推進事業について



鳥取県地域生活定着支援センター

所 長 生 駒 哲 一

■ 刑を終えて出所した障がいがある方などを充実した社会生活に繋げるために

平成18年に実施された厚生労働省の調査によると、矯正施設（刑務所等）に新たに入所する人の内、約2割の方は生活困窮を理由として、軽微な罪を犯した知的障がいのある方だという驚くべき結果が発表されました。

こうした方の殆どは、刑を終えて出所しても、引き受ける家族や住む家もなく、生活に困窮し、孤立感から再び罪を犯すという現状にあります。

結果的に、矯正施設が福祉の受け皿の代替となっており、こうした方々をスムーズに社会又は福祉へ繋げることを目的として、平成21年度から各都道県に1箇所ずつ地域生活定着支援センターが設置されることとなりました。

鳥取県地域生活定着支援センターは、矯正施設を出所した障がい者、高齢者が、地域社会で安心して暮らせるよう、出所する際の福祉サービスの手立てや生活保護などの経済的な援助の手続き、住む場所の確保等の調整を行っています。一人でも多くの障がいのある方、高齢の方の社会復帰と地域定着を支援し、もって再犯の防止に繋がるよう取り組んで参りますので、地域の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ

社会福祉法人鳥取県厚生事業団 鳥取県地域生活定着支援センター

〒689-0201 鳥取県鳥取市伏野2259番地17 TEL 0857-59-6081 / FAX 0857-59-2022

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業は、平成27年度に創設された制度で、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保を図るため、国と居住支援協議会などが連携し、入居ニーズや住宅オーナーの意向を踏まえた上で、空き家などを活用し、一定の質が確保された低廉な家賃の賃貸住宅の供給を目的として行う、改修工事に対して国が補助を行う事業です。

鳥取県居住支援協議会では、平成27年11月より、本事業により整備された賃貸住宅の登録業務を開始しました。詳しい事業内容は、住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業ホームページ (<http://www.anshin-kyoju.jp>) でご確認ください。

補助の要件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。
(事業後に要件を満たすのであれば、戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の物件も対象。)

住宅要件	●住戸の床面積は原則として25㎡以上 ●住宅設備を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ●現行の耐震基準に適合していること ●一定のバリアフリー化*がなされていること ※2箇所以上の手すり設置、壁内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。
入居対象者	●一定の所得以下*1の高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮*2している世帯 ※1 居住支援協議会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページで確認してください。(大半の居住支援協議会において、月額収入21,4万円以下となっています。) ※2 従前居住地が持家でない者であること。
上限月額家賃	●84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額* (例:札幌市85,000円、江東区94,000円、大阪市106,000円) ※市区町村毎の上限月額家賃は、本事業のホームページで確認してください。
管理期間	●事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	●居住支援協議会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	●居住支援協議会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域* ※具体的な地域は、本事業のホームページで確認してください。

補助額

補助対象工事

バリアフリー改修工事	●手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張、浴室の改良、便所の改良等に係る工事
耐震改修工事	●現行の耐震基準に適合させるために必要な改修工事
用途変更工事	●戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物に賃貸住宅に用途変更するために必要な改修工事(設備の設置・改良工事等)
居住支援協議会が認める工事	●入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協議会が必要と認める改修工事 (間取りの変更に係る工事、設備の設置・改良工事、遮音性・防音性の向上に係る工事、断熱性・気密性の向上に係る工事、防犯性の向上に係る工事、照明や給湯器等の高効率化に係る工事、キッズルームの設置に係る工事等) ※居住支援協議会毎の補助対象工事は、本事業のホームページで確認してください。

補助率・補助限度額

補助率: 1/3
補助限度額: 50万円/戸 (他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円/戸)

本事業に関する問い合わせ先 受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～17:00 (12:00～13:00は除く)

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業実施支援室

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-5-3 日本橋西川ビル3階

TEL: 03-6214-5806

FAX: 03-6214-5899

鳥取県あんしん賃貸支援事業のご案内



鳥取県あんしん賃貸支援事業とは

鳥取県居住支援協議会の会員を中心とした行政、不動産及び福祉関係団体と、家主・不動産店といった民間事業者の方とが連携して、高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯といった「住宅の確保に配慮を要する方」の住まいの確保と安定を支援する制度です。“貸したい人”と“借りたい人”の双方が抱える不安や困りごとを解消し、賃貸住宅などへ安心して入居ができるよう、必要な環境整備を行うことを目的としています。

主な取り組みとしては、2名のあんしん賃貸相談員が、入居のご相談などを受け付けています。わからないこと、不安なことなど、お気軽にお問い合わせください。

各地域の あんしん賃貸 相談員の 連絡先

担当地域	事務所の所在地	専用電話・メールアドレス	相談時間
東 部 (鳥取市・岩美郡・八頭郡)	鳥取市川端二丁目125(鳥取県不動産会館1F) 宅建協会東部支部	090-7135-3686 anshin-e@tottori-takken.or.jp	月～金曜日の 9:00～17:00 (祝祭日を除く)
中 部 (倉吉市・東伯郡)	倉吉市東蔵城町120-2(ヨコジユビル3F) 宅建協会中部支部		
西 部 (米子市・境港市・西伯郡・日野郡)	米子市目久美町34-17 宅建協会西部支部	080-1949-3920 anshin-w@tottori-takken.or.jp	

このほか、事業に協力する「あんしん賃貸住宅協力店」と「あんしん賃貸住宅」の登録情報を、鳥取県居住支援協議会のホームページ (<http://tottori-kyoju.com/>) で公開しています。協議会事務局で閲覧していただくことも可能ですのでご活用ください。

入居相談受付対応状況

平成22年度から平成27年度上半期まで

	H22実績				H23実績				H24実績				H25実績				H26実績				H27上半期 実績			
	相談 件数	入居 決定	未決定 ※2	見送り ※3	相談 件数	入居 決定	未決定	見送り	相談 件数	入居 決定	未決定	見送り	相談 件数	入居 決定	未決定	見送り	相談 件数	入居 決定	未決定	見送り	相談 件数	入居 決定	未決定	見送り
高齢者	29	9	13	7	26	15	4	7	38	29	7	2	60	38	10	12	47	38	2	7	36	20	15	1
障がい者	36	15	15	6	55	31	12	12	84	64	10	10	62	41	11	10	54	27	8	19	45	19	17	9
外国人	3	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	3	1	0	8	7	0	1	19	10	6	3
子育て世帯	15	10	2	3	28	19	5	4	28	20	3	5	25	14	8	3	25	17	1	7	1	1	0	0
その他 ※1	9	4	1	4	16	9	3	4	38	30	4	4	43	31	4	8	49	35	6	8	40	21	13	6
合計	92	39	33	20	125	74	24	27	189	143	24	22	194	127	34	33	183	124	17	42	141	71	51	19

※1 その他: 低所得者世帯、離職者、出所者 ※2 未決定: 相談対応中のもの(次年度に繰越し)

※3 見送り: 相談した結果、現在の住まいに暮らす、要望に合う物件がないなどの理由で対応を見送ったもの

報告

平成27年度鳥取県居住支援協議会セミナーを開催しました

11月18日(水)、エキパル倉吉(JR倉吉駅内)で、平成27年度鳥取県居住支援協議会セミナーを開催しました。

本年度は、入居後支援の推進に向け、社会福祉法人等と連携し、入居先への定期的な見守り、緊急時の対応、生活相談などに取り組み、高齢者の住まい探しをサポートしている京都市居住支援協議会から、講師を2名迎えて「京都市から学ぶ住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいのあり方」というテーマで、講演していただきました。

- 日時: 11月18日(水) 午後2時～3時30分
- セミナー内容: 京都市居住支援協議会の取組、高齢者住まい生活支援モデル事業(住まい+生活支援)、空き家対策など
- 参加人数: 44名

